

市P協見舞金給付制度

親と子が 安心して
学びあい
遊びあうために!!



PTA活動で
ケガをしたら
すぐに連絡を!

子どもたち一人ひとりの人間性豊かな育成を目的とするPTA活動で、おこりうる不慮の事故に備えての見舞金制度です。PTA活動中のすべての事故が対象となります。

事故発生後(被災後)すぐ、各学校のPTA役員 PTA担当の先生へご連絡ください!

●給付対象者：PTA主催・共催事業に参加された以下①②に該当する方
※授業中の児童生徒及び教職員は除く

- ①川崎市立小・中・高・特別支援学校PTA会員・会員の子ども
- ②PTA主催、共催する行事・催しのために依頼した講師や指導員等

◎治療日数証明書の発行費用については実費で支給します

◎事故発生連絡は180日以内です

◎治療期間等を参考に給付の可否と金額を審査会で決定（毎月1回開催）

●見舞金（ケガ・疾病・死亡）

治療期間	1日以上	7日以内の災害	5千円
	8日以上	21日以内の災害	1万円
	22日以上	40日以内の災害	2万円
	41日以上	60日以内の災害	3万円
		61日以上	60日以内の災害
	死亡した場合		10万円



PTA活動中のすべての 負傷・疾病が対象です!

事故(ケガ等)が発生したら、

PTA役員・PTA担当の先生に

連絡をしてください

以下の内容について報告してください

- ① 氏 名
- ② 被災日 (ケガをした日にち)
- ③ 被災場所 (ケガをした場所)
- ④ 被災状況 (ケガをした時の状況等)



川崎市PTA連絡協議会では、

6月・8月を除く毎月、見舞金給付
審査会を開催しています。

各区PTA協議会からの代表8名、
校長会・医師会・市P協役員で構成
され、単位PTAの皆さんから提出
された見舞金申請の書類審査をおこ
ないます。